

施設型給費（委託費）について

子ども・子育て支援法では、幼稚園、認可保育所、認定こども園は、「教育・保育施設」と称され、そのうち、同法による施設型給付を行うための市町村による「確認」を行った施設を「特定教育・保育施設」と呼びます。「施設型給付」は、「特定教育・保育施設」で行う教育・保育に対して、国が定める「公定価格」を基に算定されます。保育料(利用者負担額)は、市町村が利用者の所得に応じて応能負担で定める額になります。なお、私立認可保育所は、従来通り、児童福祉法に基づき、市町村から施設に委託費が支払われる仕組みとなります。

「施設型給付費（委託費）」＝「公定価格」－「利用者負担額」

※公定価格の算定方法

公定価格の算定にあたっては、人件費・事業費・管理費等について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している

施設型給付費算定時の留意事項について

○職員の充足が必要な加算について

- ①職員の充足が必要な加算については、基本分単価において充足すべき年齢別配置基準職員数及び年齢別配置基準職員を補完する職員数を満たした上で、それぞれの加算において求める職員数を充足すること。

職員の充足が必要な加算

3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算、講師配置加算、チーム保育加配加算、主幹教諭等(主任保育士)専任加算、指導充実加配加算、チーム保育推進加算、学級編制調整加配加算、療育支援加算及び障害児保育加算、事務職員雇上費加算、事務職員配置加算、事務負担対応加配加算

- ②各加算の適用に優先順位はなく、各園の実情に応じて必要な加算を選択できること。
- ③常勤以外の職員を配置する場合については、常勤換算した数値により充足状況を確認すること。
なお、学級担任は原則常勤専任であることに留意すること。

職員の退職や産休取得により欠員が生じた場合には、取得予定加算の充足状況をご確認ください

令和2年度の公定価格改定事項

○栄養管理加算の拡充

現行、栄養士の雇用形態に関わらず一律で年額12万円となっている栄養管理加算について、栄養士を雇用した場合には週3日程度の費用に加算額を引き上げる。

また、栄養士が、公定価格上算定されている調理員を兼務している場合についても一定額を加算することとする。

加えて、これまで3月の公定価格のみに加算することとしていた仕組みを見直し、各月の公定価格に加算することとする。

○給食実施加算の見直し（幼稚園、認定こども園（教育標準時間認定））

自園の設備を活用してきめ細かな栄養・衛生管理の下で調理する場合の加算額を充実する。

また、外部搬入により給食を提供する場合の加算額を見直す。

○チーム保育推進加算の要件緩和（保育所）

保育所におけるチーム保育推進加算の取得に必要となる職員の経験年数に関する要件について、「15年以上」から「12年以上」に緩和する。

○チーム保育加配加算の算定方法の改善（認定こども園）

認定こども園におけるチーム保育加配加算について、認定こども園として3歳以上子ども（1号認定及び2号認定）にチーム保育を安定して提供できるよう、1号認定子ども1人当たりの単価から3歳以上子ども1人当たりの単価に算定方法を見直す。

○主幹教諭等専任加算の要件緩和（幼稚園）

主管教諭等専任加算の取得に必要となる複数の事業実施の要件に、幼小連携に関する取組を追加する。

○土曜日に閉所する場合の減算調整の見直し（保育所、認定こども園（保育認定）、事業所内保育事業）

月の全ての土曜日に閉所している場合に限り適用している減算調整について、その月の土曜日に閉所した日数に応じて設定する割合により段階的に減算する仕組みに見直す。

○施設関係者評価加算の見直し（幼稚園、認定こども園（教育標準時間認定））

公開保育と一体的に学校関係者評価を実施する場合の加算額を拡充する。

また、実施が義務付けられている自己評価を行っていない場合には、加算を適用しないよう見直す。

○所長設置加算・管理者設置加算の基本分単価への組入れ（保育所、小規模保育事業（A型・B型・C型）、事業所内保育事業）

施設長・管理者の人件費相当額について、現行の所長設置加算・管理者設置加算から基本分単価に組み入れる。

併せて、施設長・管理者が設置されていない場合の減算調整措置を設け、現行の所長設置加算・管理者設置加算の要件を満たさない施設・事業所については、施設長・管理者の人件費相当額を減額する。

<減額調整措置の適用要件>

施設長（管理者）が以下のいずれかに当てはまる場合

- ・ 児童福祉事業等に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者ではない場合
- ・ 常時実際にその施設の運営管理の業務に専従していない場合
- ・ 委託費又は給付費からの給与支出がない場合

○幼保連携型認定こども園における施設長に係る加算調整措置の廃止（認定こども園）

平成27年度の制度施行後も引き続き2人の施設長を配置している幼保連携型認定こども園に対する加算調整措置（施設長1人分の人件費相当額を加算）について、経過措置期間（令和2年3月31日まで）の終了に伴い廃止する。

- アレルギー等への対応や食育の推進のため、栄養士を雇用等している保育所等に対する栄養管理加算の充実を図る。

【加算概要】

食事の提供に当たり、栄養士を活用してアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける施設に対して、これらに要する費用の相当額を加算する。

【加算要件・加算額】

	現 行	見直し後												
加算要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養士の活用にあたっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。 ・ <u>年間を通じて活用している場合に対象とする（年度途中で新たに開設した施設については、施設の開設以降、年間を通じて活用（期間が6ヶ月以上となること。）している場合に対象とする。）。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養士の活用にあたっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員等として栄養士を雇用している場合も対象となる。 												
	<p>年額12万円</p> <p>※3月分の公定価格に加算</p>	<p><イメージ> 以下のいずれかの単価を加算</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>幼稚園</th> <th>保育所等、認定こども園</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>栄養士を雇用している場合（基本分単価や他の加算により配置する調理員等が兼務していない場合）</u></td> <td>約80万円</td> <td>約90万円</td> </tr> <tr> <td><u>栄養士を雇用している場合（基本分単価や他の加算により配置する調理員等が兼務している場合）</u></td> <td>約50万円</td> <td>約60万円</td> </tr> <tr> <td><u>上記以外の場合</u></td> <td>12万円</td> <td>12万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記の1/12の金額を各月の公定価格に加算</p>		幼稚園	保育所等、認定こども園	<u>栄養士を雇用している場合（基本分単価や他の加算により配置する調理員等が兼務していない場合）</u>	約80万円	約90万円	<u>栄養士を雇用している場合（基本分単価や他の加算により配置する調理員等が兼務している場合）</u>	約50万円	約60万円	<u>上記以外の場合</u>	12万円	12万円
	幼稚園	保育所等、認定こども園												
<u>栄養士を雇用している場合（基本分単価や他の加算により配置する調理員等が兼務していない場合）</u>	約80万円	約90万円												
<u>栄養士を雇用している場合（基本分単価や他の加算により配置する調理員等が兼務している場合）</u>	約50万円	約60万円												
<u>上記以外の場合</u>	12万円	12万円												

基本分単価に含まれる職員（調理員抜粋）

○幼稚園、事業所内

なし

○保育園、認定こども園

利用定員40人以下の施設は1人、41人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人（うち1人は非常勤）

- 給食実施加算について、1号認定子どもに対する給食の実施状況に応じた仕組みとなるよう、
 - ・ きめ細かな栄養・衛生管理等の下で調理し給食を実施する場合の加算額を充実
 - ・ 外部搬入により給食を提供する場合、配膳等に係る経費相当額のみを措置

<幼稚園における給食実施形態> (令和元年度経営実態調査より)

自園調理(調理員雇上げ):11.0%、自園調理(外部委託):8.8%、外部搬入:66.2%、未実施:13.8%

【加算要件】

- ・ 1号認定子どもに対する給食を実施している施設に加算する。

※子ども全員に給食を提供できる体制をとっている日を実施日とする(保護者が弁当持参を希望するなどにより給食を利用しない子どもがいる場合も実施日に含む)。

※給食の実施方法(業務委託、外部搬入等)は問わない。

【加算額】

現行		見直し後		
定員区分に応じて以下の金額		定員区分に応じて以下の金額		
定員区分	年額加算額	定員区分	年額加算額	
			施設内の調理設備を使用して きめ細かに調理を行っている施設	外部搬入により給食を 実施している施設
～60人	約123万円	～60人	約246万円	約44万円
61人～75人	約135万円	61人～75人	約258万円	約46万円
76人～90人	約147万円	76人～90人	約270万円	約48万円
91人～105人	約160万円	91人～105人	約283万円	約50万円
106人～120人	約172万円	106人～120人	約295万円	約53万円
121人～135人	約184万円	121人～135人	約307万円	約55万円
136人～150人	約197万円	136人～150人	約320万円	約57万円
151人～180人	約209万円	151人～180人	約332万円	約59万円
181人～210人	約221万円	181人～210人	約344万円	約61万円
211人～	約246万円	211人～	約369万円	約66万円

FAQ抜粋（関連項目）

該当No.	加算項目	質問	回答
32	給食実施加算	休業期間中において（休業期間中は除く）隔週など変則的に実施する場合の取扱いはどのようになるのか。長期休業期間中も加算が適用されるのか。	休業期間中の平均的な月当たり実施日数を4（週）で除して「週当たり実施日数」を算出してください（小数点第1位を四捨五入）。また、年間に必要な経費を平準化して公定価格を設定しているため、長期休業期間の公定価格にも加算が適用されます。
140	副食費徴収免除加算	1号認定子どもについて、副食費徴収免除加算における給食実施日を「施設(事業所)が把握している各月初日における副食の提供予定」としていますが、申請と実績に乖離がある場合について、加算の再認定を行う必要がありますか。	虚偽や不正の手段により加算を受けた場合を除き、改めて加算認定をし直す必要はありません。ただし、申請と実績に大きな乖離が続く場合などについては、その理由について、施設（事業所）から説明を求めるなど加算認定に当たって丁寧な対応をお願いします。
142	副食費徴収免除加算	1号認定子どもについて、夏休み期間など長期休業中の預かり保育や一時預かり事業において副食を提供した場合、副食費徴収免除加算における給食実施日に該当しますか。	預かり保育や一時預かり事業における副食の提供については、副食費徴収免除加算における給食実施日に該当しません。
155	給食実施加算	主食は「施設内の調理設備を使用してきめ細やかに調理を行っている」が、副食は「施設外で調理して施設に搬入しているなど、自園調理と外部搬入を同時に行う方法により給食を実施している場合、加算額はどのように算定されるのでしょうか。	自園調理の場合でも、献立の一部を外部搬入して提供する場合も通常あるものと考えられます。（パン・サラダ・ゼリーなど）したがって、食事の一部を外部搬入している場合でも、施設内の調理設備を使用して調理した食事と併せて提供している場合には自園調理の単価を適用して差し支えありませんが、提供する食事の大半が外部搬入となっているなど、主たる給食の提供方法が「施設内の調理設備を使用してきめ細やかに調理を行っている」方法と考えられない場合には、外部搬入の単価を適用してください。
156	給食実施加算	週のうち数日、自園調理によって給食を提供し、残りの数日を外部搬入によって給食を提供する場合は、それぞれの日数にそれぞれの単価を乗じた額を合計して加算額を算定するのでしょうか。	適用する単価は自園調理分もしくは外部搬入分のいずれか片方になります。左記のような場合は、園が提供する食事の実態を総合的に勘案し、園の実態として主たる給食の実施形態がどちらであるかによって判断してください。
157	給食実施加算	購入した食材を電子レンジで温めて提供するような給食を実施している場合は、自園調理分の単価を用いて加算額を算定するのでしょうか？それとも外部搬入の単価を用いて算定するのでしょうか。	搬入後に施設内において喫食温度まで加温し提供する場合は、外部搬入分の単価を用います。

- 保育所におけるチーム保育体制の整備を一層推進するため、チーム保育推進加算の取得に必要となる職員の平均経験年数に係る要件を「15年以上」から「12年以上」に緩和する。

【加算概要】

チーム保育体制の整備により、保育士の負担軽減やキャリアに応じた賃金改善による定着促進を通じた全体としての保育の質の向上を図る。

【加算要件】

現 行	見直し後
<ul style="list-style-type: none"> ・「必要保育士数」（基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる数）を超えて保育士を配置していること。 ・キャリアを積んだチームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備すること。 ・職員の平均経験年数が15年以上であること。 ・当該加算による増収は、保育士の増員や、当該保育所全体の職員の賃金改善に充てること。 <p>※ チーム保育体制の整備とは、年齢別配置基準を超えて、主に3～5歳児について複数保育士による保育体制の構築することをいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「必要保育士数」（基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる数）を超えて保育士を配置していること ・キャリアを積んだチームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備すること ・職員の平均経験年数が12年以上であること ・当該加算による増収は、保育士の増員や、当該保育所全体の職員の賃金改善に充てること。 <p>※ チーム保育体制の整備とは、年齢別配置基準を超えて、主に3～5歳児について複数保育士による保育体制の構築することをいう。</p>

- 認定こども園におけるチーム保育加配加算は、現在、3歳以上子ども（1号認定及び2号認定）の合計定員に応じた加配に必要な経費を積算し、これを1号認定子ども1人当たりの単価で算定しており、子どもの認定区分が1号から2号に変わると、同じ3歳以上児数でも加算額が減少する課題が生じている。
- 認定こども園として3歳以上子どもに質の高いチーム保育を安定して提供することができるよう、令和2年度から、3歳以上子ども1人当たりの単価として算定する方法に見直す。

【加算概要】

副担任等の配置、少人数学級編制などのため、公定価格（基本分単価及び他の加算）上の必要数を超えて保育教諭等を配置する場合、3歳以上子どもの定員に応じた上限人数*の範囲内で、加配に必要な人件費相当額を加算

※～45人：1人、46～150人：2人、151～240人：3人、241～270人：3.5人、271～300人：5人、300～450人：6人、451人～：8人

【算定方法】

現 行	見直し後
<p>1号認定子ども定員1人当たりの単価</p> <p>×</p> <p>3歳以上子ども合計定員に応じた加配人数</p> <p>×</p> <p>1号認定子ども数</p>	<p>3歳以上子ども定員1人当たりの単価</p> <p>×</p> <p>3歳以上子ども合計定員に応じた加配人数</p> <p>×</p> <p>3歳以上子ども数</p>

<加算額（月額）のイメージ>

※令和元年度当初単価ベース。6/100地域、上限人数（いずれの場合も2人）どおりの加配を仮定。処遇改善等加算Ⅰ部分を除く。

	現 行	見直し後
全体で160人定員（1号120人、2号30人、3号10人）で8人が認定変更 ①実員1号112人、2号28人 →②実員1号104人、2号36人	①：3,520*×2×112=788,480円 →②：3,520*×2×104=732,160円 *120人定員単価を適用 ▲56,320円	①・②：2,820*×2×140=789,600円 *150人定員単価を適用 （認定区分変更に伴う減少なし）
全体で110人定員（1号25人、2号65人、3号20人）で2人が認定変更 ①実員1号23人、2号61人 →②実員1号21人、2号63人	①：16,920*×2×23=778,320円 →②：16,920*×2×21=710,640円 *25人定員単価を適用 ▲67,680円	①・②：4,700*×2×84=789,600円 *90人定員単価を適用 （認定区分変更に伴う減少なし）

- 幼小連携を通じた教育・保育の質の向上に向けた取組を評価するため、継続的な幼小連携など教育・保育の質の向上に資する取組によっても幼稚園が主幹教諭等専任加算を取得できるよう、要件を弾力化する。

※認定こども園の減算調整に係る要件についても、併せて同様に見直す

(主幹教諭等専任加算相当額を基本分単価に算入し、当該加算に係る要件を満たさない場合に減算調整を行っている。)

【加算概要】

主幹教諭等を指導計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務に専任させるため、必要教員数を超えて代替教員（非常勤講師等）を配置する施設に対し、代替教員の配置に要する費用について加算する。

【加算要件】

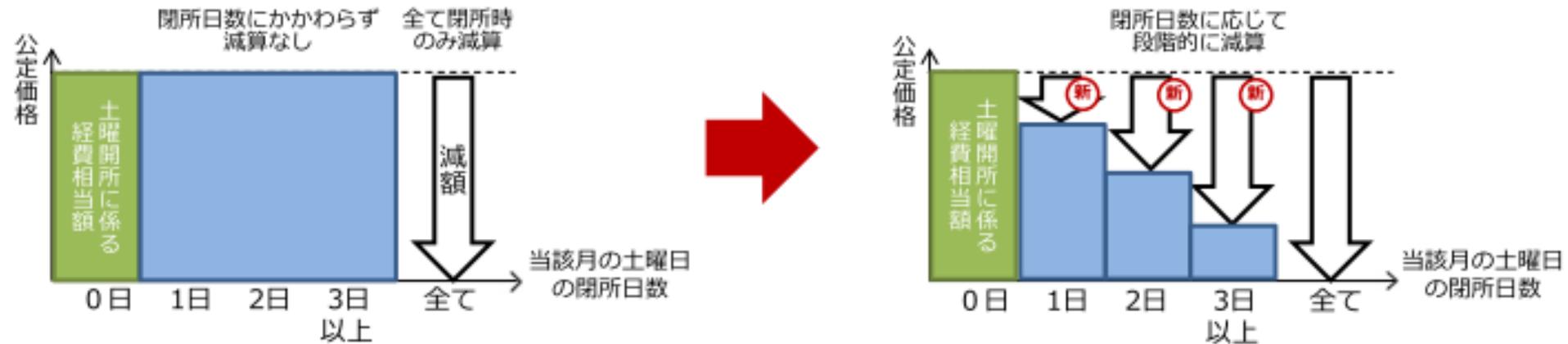
現 行	見直し後
<p>以下の事業等を複数実施する施設に加算する。</p> <p>I 幼稚園型一時預かり事業（私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、市町村の単独事業・自主事業（私学助成の国庫補助事業の対象に準ずる形態で実施されている場合に限る。）等により行う預かり保育を含む。）</p> <p>II 一般型一時預かり事業（私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かりを含む。）</p> <p>III 満3歳児に対する教育・保育の提供</p> <p>IV 障害児（軽度障害児を含む。）に対する教育・保育の提供</p>	<p>以下の事業等を複数実施する施設に加算する。</p> <p>（I～IV 修正なし）</p> <p>（V）年間を通じた継続的な小学校との連携・接続に係る取組であって、以下の全ての要件を満たすもの</p> <p>（ア）小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。</p> <p>（イ）授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動が年間を通じ複数回計画・実施されていること。</p> <p>（ウ）小学校との接続を見通した教育課程を編成していること。なお、継続的な協議会の開催等により具体的な編成に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。</p>

【加算額】 ※処遇改善等加算 I を除く。

年額約130万円

- 保育認定子どもに係る公定価格では、基本分単価等において、月曜日から土曜日までの週6日、年間約300日の開所を想定しつつ、利用希望がないなどにより土曜日に閉所する場合、公定価格を減算する調整措置を設けている。
- この調整措置は現在、月を通じて土曜日に閉所する場合に限って適用しているところ、当該月の土曜日に閉所した日数に応じて設定する割合により段階的に減算する仕組みに見直す。
- なお、他の保育所等との共同保育により利用希望者の保育を確保した場合は、閉所日数に含めない。

<イメージ>



【減算要件】

	現 行	見直し後
減算調整の対象となる施設の要件	施設を利用する保育認定子どもについて、 <u>土曜日</u> に係る保育の利用希望がないなどの場合に、 <u>月を通じて土曜日に閉所する施設</u> に適用する。	施設を利用する保育認定子どもについて、 <u>土曜日（国民の祝日及び休日を除く。以下同じ。）</u> に係る保育の利用希望がないなどの理由により、 <u>当該月の土曜日に閉所する日がある施設</u> に適用する。 <u>また、開所していても、保育の提供をしていない場合には閉所しているものとして取り扱う。</u>
公定価格の減算の割合 ※定員90人・6/100地域の保育所の例	7/100	当該月の土曜日に閉所した日数に応じた割合 ・ 1日 2/100 ・ 2日 3/100 ・ 3日以上 5/100 ・ 全て 6/100

※令和2年度から所長設置加算を基本分単価に組み入れることとしている影響により、「現行」の減算率と「見直し後」の全ての土曜日に閉所した場合の減算率が異なっている。

- 学校関係者評価が単なる運営評価にとどまらず、教育・保育の質向上につながるものとするため、
 - ・ 公開保育の取組と学校関係者による評価を一体的に実施する施設の加算額を拡充（自己評価の実施を前提）
 - ・ 実施が義務付けられている自己評価を行っていない施設への加算適用を見直し
- ※施設関係者評価：自己評価の結果を踏まえた当該幼稚園等の児童の保護者その他の当該幼稚園等の関係者（当該幼稚園等の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表する。
- 自 己 評 価：幼稚園等の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表する。

【加算概要】

保護者その他の幼稚園等の関係者（幼稚園等職員を除く。）による評価を実施し、その結果をホームページ・広報誌への掲載、保護者への説明等により広く公表する施設に対し、これらに要する費用を加算する。

【加算要件・加算額】

	現 行	見直し後
加算要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者その他の幼稚園等の関係者（幼稚園等職員を除く。）による評価（施設関係者評価）を実施し、その結果をホームページ・広報誌への掲載、保護者への説明等により広く公表。 ・ 評価の内容等については、「幼稚園における学校評価ガイドライン」等に準拠し、自己評価等に関する情報提供、授業・行事等の活動の公開、園長等との意見交換の確保などに配慮して実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己評価を実施するとともに、保護者その他の幼稚園等の関係者（幼稚園等職員を除く。）による評価（施設関係者評価）を実施し、その結果をホームページ・広報誌への掲載、保護者への説明等により広く公表。 ・ 施設関係者評価の内容等については、「幼稚園における学校評価ガイドライン」等に準拠し、自己評価の結果に基づき実施するとともに、授業・行事等の活動の公開、園長等との意見交換の確保などに配慮して実施。
加算額	年額約6万円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公開保育の取組と施設関係者評価を組み合わせ実施（※）する施設 年額約30万円 ・ 上記以外の施設関係者評価を実施する施設 年額約6万円 <p>※幼児期の教育・保育に専門的知見を有する外部有識者の協力を得て、他の幼稚園等の職員や地域の幼児教育関係者、小学校等の他校種の教員等を招いて行われる公開保育を実施するとともに、当該公開保育に評価者を参加させ、その結果を踏まえて施設関係者評価を行う施設</p>

○所長設置加算・管理者設置加算の基本分単価への組入れ（保育所、小規模保育事業（A型・B型・C型）、事業所内保育事業）

施設長・管理者の person 費相当額について、現行の所長設置加算・管理者設置加算から基本分単価に組み入れる。

併せて、施設長・管理者が設置されていない場合の減算調整措置を設け、現行の所長設置加算・管理者設置加算の要件を満たさない施設・事業所については、施設長・管理者の person 費相当額を減額する。

<減額調整措置の適用要件>

施設長（管理者）が以下のいずれかに当てはまる場合

- ・ 児童福祉事業等に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者ではない場合
- ・ 常時実際にその施設の運営管理の業務に専従していない場合
- ・ 委託費又は給付費からの給与支出がない場合

○幼保連携型認定こども園における施設長に係る加算調整措置の廃止（認定こども園）

平成27年度の制度施行後も引き続き2人の施設長を配置している幼保連携型認定こども園に対する加算調整措置（施設長1人分の person 費相当額を加算）について、経過措置期間（令和2年3月31日まで）の終了に伴い廃止する。

処遇改善等加算について

1 加算の認定事務を市町村へ委譲可能であることを明記

- 都道府県、指定都市及び中核市が行う処遇改善等加算の認定に係る事務・権限に関して、認定事務等を円滑に行うため、都道府県と加算認定の実施を希望する市町村との間で協議が調った場合には、当該市町村に委譲することが可能とする。（通知第2の1（2）・2（2））（「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月23日閣議決定）を踏まえた対応）

2 加算額の使途等の明確化

- ① 加算額のうち、人事院勧告に伴う公定価格における人件費の増額改定分に係る支給額について、その全額を職員の賃金の改善に確実に充てることを明確化。（通知第3の1）（「待機児童解消、子どもの貧困対策等の子ども・子育て支援施策に関する会計検査の結果について」（令和元年12月20日会計検査院報告）での指摘を踏まえた対応）
- ② 処遇改善の対象者や賃金改善額が恣意的に偏ることなく、改善が必要な職員に重点的に講じられるよう留意する必要があることを明確化。（通知第3の2）（「子育て支援に関する行政評価・監視」（平成30年11月 総務省行政評価局）での指摘を踏まえた対応）
- ③ 処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱの前年度残額については、加算当年度の賃金改善と切り分けて支払状況・予定を確認することを明確化。（通知第3の4等）（①と同じ会計検査院指摘を踏まえた対応）

※ ②・③を踏まえ、職員ごとの賃金改善額を確認する様式を賃金改善計画書・実績報告書の添付書類として位置付け、令和元年度処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱに係る実績報告書から適用。

3 算出方法等の明確化

- ① 加算Ⅰの加算率の認定に係る職員の経験年数について、施設・事業所による職歴証明書のほか、年金加入記録等による推認を認めることを通知上明確化。（通知第4の1）（「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年12月23日閣議決定）を踏まえた対応）
- ② 法定福利費等の事業主負担分の増加に関する標準的な算式を提示。（通知第4の2（1）オ・（2）エ、第5の2（1）ウ・（2）ウ）

4 基準年度の見直し

- ① 給与関係文書の保管や算定事務の負担を軽減するため、**処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ共通**で、加算の算定起点となる基準年度を「ある特定の年度」から「**加算当年度の前年度**」に見直す。^{※1・※2}（通知第4の2（1）キ・（2）オ、第5の2（1）オ・（2）オ）

※1 国による処遇改善を超える賃金改善を先立って行っている施設などこれにより難しい施設については、加算当年度の3年前の年度を基準年度として選択することを可能とする。

※2 令和2年度に限り、旧通知の基準年度（支援法による確認の効力が生じる年度の前年度（平成26年度以前からある保育所については、平成24年度））とすることも可能とする。

- ② その際、毎年度の**賃金改善の確認方法（加算額と賃金改善額の比較。見込額・実績額）**について、以下のとおり見直す。（通知第4の2（1）ア・（2）ア、第5の2（1）ア・（2）ア）

- i) 加算当年度に新たに講ずべき処遇改善^{※1}が**ある**場合（加算額の追加分が**ある**場合）は、当該施設・事業所において**加算当年度に新たに講ずべき処遇改善に係る部分に特化**して賃金改善の確認を行うこととする。

※1 新たに講ずべき処遇改善とは、例えば、加算当年度の公定価格における加算率の改定のほか、新たな加算適用、加算前年度からの加算率の増加（キャリアパス要件の充足等）等が想定される。

- ii) 加算当年度に新たに講ずべき処遇改善が**ない**場合（加算額の追加分が**ない**場合）は、当該施設・事業所における**現年度の賃金総額と、前年度の賃金水準に人件費改定相当分を加えた額**を比較して賃金改善の確認を行う^{※2}こととする。

※2 加算Ⅱについては、これに加え、加算当年度における加算対象者に毎月決まって支払われる手当又は基本給の総額と加算Ⅱによる加算額とを比較して賃金改善の確認を行う。

賃金改善の確認方法の見直しイメージについては次頁表参照

【賃金改善の確認方法の見直しイメージ】

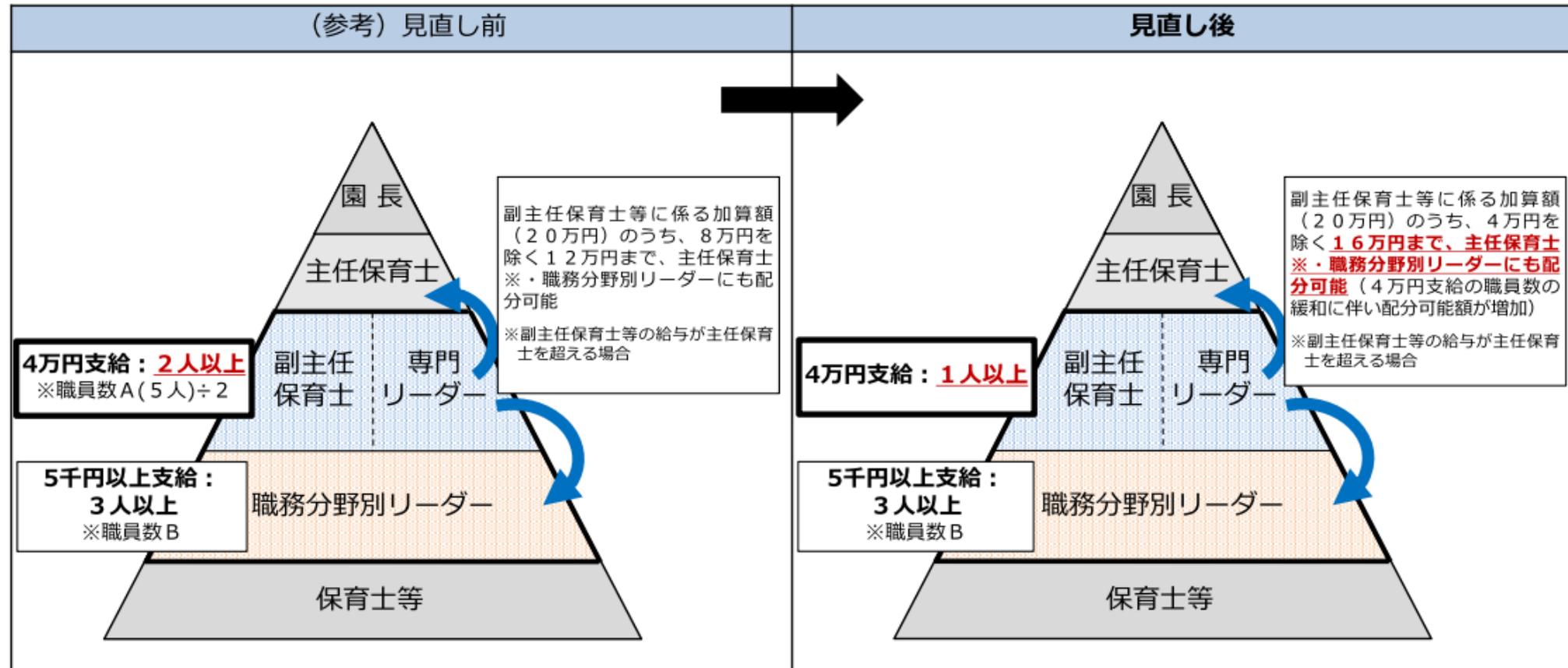
	(参考) 見直し前	見直し後	
		加算当年度に新たに講ずべき 処遇改善がある場合 (例：加算当年度の公定価格における加算率の改定、新たな加算適用)	加算当年度に新たに講ずべき 処遇改善がない場合
基準年度	支援法による確認の効力が生じる年度の 前年度（平成26年度以前からある保育 所については、平成24年度）	加算当年度（当該加算の適用を受けようとする年度）の 前年度	
考え方	賃金改善額 ≥ 加算額 (対基準年度) (全体)	賃金改善額 ≥ 加算額 (対 加算前年度) (加算当年度追加分)	賃金総額 ≥ $\left\{ \begin{array}{l} \text{賃金水準} \\ \text{(加算前年度)} \\ + \\ \text{人件費改定相当分} \end{array} \right.$ (加算当年度)
イメージ図	<p>現年度の賃金総額</p> <p>加算当年度追加分 賃金改善額 加算当年度追加分 加算額 加算当年度追加分 人件費改定相当分 (H25年度以降) H24 (H28) 年度の賃金水準を適用した場合の賃金総額</p> <p>比較</p>	<p>現年度の賃金総額</p> <p>賃金改善 (加算当年度追加分) 人件費改定相当分 (加算当年度追加分) 前年度の賃金水準を適用した場合の賃金総額*</p> <p>特定加算額 (加算当年度追加分)</p> <p>比較</p>	<p>人件費改定相当分 (加算当年度追加分) 前年度の賃金水準を適用した場合の賃金総額*</p> <p>比較</p> <p>現年度の賃金総額</p>

5 処遇改善等加算Ⅱの加算額の配分方法の要件緩和

- 処遇改善等加算Ⅱのうち「副主任保育士等」に係る加算額については、**実際に月額4万円の賃金改善を行う職員を一定数確保することを求めているが、各施設・事業所における人員配置や賃金体系に応じたより柔軟な対応を可能とするため、「4万円の加算額の算定対象人数の1/2（端数切捨て）以上」を「1人以上」に緩和する。**（第5の2（1）ク）

※「加算対象人数の1/2（端数切捨て）」がゼロとなる施設・事業所についてはゼロとする。

<定員90人（職員17人※）の保育所の場合のイメージ> ※園長1人、主任保育士1人、一般職員15人（保育士12人、調理員等3人）
 4万円の算定対象人数(職員数A)：5人（一般職員数の1/3）、5千円の算定対象人数(職員数B)：3人（一般職員数の1/5）



【参考】「待機児童解消、子どもの貧困対策等の子ども・子育て支援施策に関する会計検査の結果について」（令和元年12月20日会計検査院）

1. 主な検査結果

子ども・子育て支援施策の予算の執行状況及び同施策の実施状況について

処遇改善等加算の残額が生じた施設や翌年度も残額が賃金改善に充当されていない施設が一定程度あった。

○処遇改善等加算Ⅰ（賃金改善要件分）関係

平成28・29年度に残額が生ずるなどした施設の割合	平成28年度：10.5%、平成29年度：12.9%
うち、翌年度も賃金改善に当てられなかったなどした施設の割合	平成28年度：23.6%、平成29年度：36.1% (両年度計357施設、6億147万円)

賃金改善総額が適切に算定されていなかった要因に関する抽出検査の事例

基準年度賃金総額に、国家公務員の給与改定に伴う人件費の改定状況を踏まえた部分を加えていなかった
(平成29年度：62施設中44施設)

基準年度における賃金水準として、同種同等の職員の賃金に当てはめず、基準年度当時の職員自身の賃金を用いた
(平成29年度：62施設中15施設)

○処遇改善等加算Ⅱ関係

平成29年度に残額が生ずるなどした施設の割合	36.0%
うち、翌年度も賃金改善に充てられなかったなどした施設の割合	17.5% (計303施設、1億1803万円)

2. 所見

内閣府において、保育士等の処遇改善に当たり、処遇改善等加算Ⅰ（賃金改善要件分）及び処遇改善等加算Ⅱに残額が生ずるなどした場合に、保育所等がその全額を翌年度に職員の賃金改善に充てているか確認等を行うとともに、残額を確実に職員の賃金改善に充てるよう保育所等に対して指導等を行うなどするよう市町村に周知すること。

上記を踏まえ、処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱの前年度残額については、加算当年度の賃金改善と切り分けて支払状況・予定を確認する。また、昨年11月に示した職員ごとの賃金改善額を確認する様式を賃金改善計画書・実績報告書の添付書類として位置付ける。令和2年度に提出される令和元年度処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱに係る実績報告書から適用予定。

■キャリアアップ研修について

処遇改善等加算Ⅱの要件として2021年度までは必須されていないキャリアアップ研修が2022年度（令和4年度）を目処に必須化が開始されます。